



## 平成30年7月豪雨災害の被災者に対する税の 軽減措置（雑損控除等）の説明会の開催について

平成30年7月豪雨災害により住宅や家財などに損害を受けた方に対する税制上の措置として「雑損控除等の適用」があります。

平成30年分の税の申告に向け、雑損控除等について、事前周知のための説明会、申告準備としての個別事前相談会を、次のとおり呉税務署と呉市の共同開催により実施します。

### 1 説明会の内容及び日程等

制度の概要や必要書類等の説明をし、個別事前相談会への案内をします。

日 程	時 間	会 場
11月20日(火)	10時～12時, 14時～16時	音戸まちづくりセンター
11月21日(水)	10時～12時, 14時～16時, 18時～20時	安浦まちづくりセンター
11月22日(木)	10時～12時, 14時～16時, 18時～20時	呉市役所 (絆ホール)
11月28日(水)	14時～16時	昭和まちづくりセンター
11月30日(金)	10時～12時, 14時～16時	オークアリーナ
12月2日(日)	10時～12時, 14時～16時	天応まちづくりセンター
12月3日(月)	10時～12時, 14時～16時, 18時～20時	天応まちづくりセンター
12月9日(日)	10時～12時, 14時～16時	安浦まちづくりセンター

### 2 個別事前相談会の内容及び日程等

損失額及び災害関連支出を算出し、申告のための計算書を作成します。

事前予約により参加者を募集します。

開催日	会 場	事前予約申込先
12月11日(火)	呉税務署	呉税務署 個人課税第一部門 電話 (0823)55-3974
12月12日(水)	オークアリーナ	
12月13日(木),14日(金),20日(木)	安浦まちづくりセンター	呉市役所 市民税課 電話 (0823)25-3193
12月16日(日)	安浦まちづくりセンター三津口分館	
12月17日(月),18日(火),19日(水),23日(日)	天応まちづくりセンター	
12月25日(火)	昭和まちづくりセンター	呉税務署 個人課税第一部門 電話 (0823)55-3974
12月26日(水)	音戸まちづくりセンター	

※ 時間は各会場とも、9時～12時及び13時～16時です。

### <参考> 雑損控除について

災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合や、災害等に関連してやむを得ない支出をした場合に受けることができる所得控除（所得から差し引くもの）です。

この度の豪雨災害によるものの場合、申告により雑損控除の適用を受けることで、平成30年分の所得税、平成31年度分の市・県民税が軽減されます。